

仕 様 書

- 1 件 名 次亜塩素酸ナトリウム購入（単価契約）
- 2 契約期間 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から
令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで
- 3 納品場所
 - (1) 草加市吉町四丁目 10 番 45 号 吉町浄水場
 - (2) 草加市中根二丁目 38 番 24 号 中根浄水場
 - (3) 草加市谷塚上町 447 番地 谷塚浄水場
 - (4) 草加市旭町五丁目 7 番 8 号 旭 浄水場
 - (5) 草加市新栄三丁目 1 番地 2 新栄配水場
- 4 積算方法
発注予定数をもとに、契約単価を見積もること。
- 5 支払方法
契約単価に発注数を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えて、納品確認後、
月ごとに支払うものとする。
- 6 次亜塩素酸ナトリウム品質規格及び納品方法
 - (1) 水道施設の技術的基準を定める省令(平成 12 年 2 月 23 日厚生省令第 15 号)
第 1 条第 16 号に定める基準及び日本水道協会規格 JWWA K120:2008-2 の品質
一級に適合すること（次亜塩素酸ナトリウム検査成績書提出のこと）。
*納入時点の最新の基準に適合のこと。
 - (2) 有効塩素濃度 12%以上であること。
 - (3) 臭素酸 25mg/kg 以下であること。
 - (4) 塩素酸 2,500mg/kg 以下であること。
 - (5) 輸送は 4 トン車使用のこと（1 回につき）。
 - (6) 工場から出荷して 3 日以内に納品すること。
 - (7) 出荷検査成績書（次亜塩素酸ナトリウム）を納品時に提出すること。
 - (8) 計量伝票、納品書及び受領書を納品時に提出すること。

7 単価の単位と発注予定数量

単価はキログラム単位とすること。

なお、年間発注予定数量は115,333kg程度とする。

8 緊急時の対応

- (1) 緊急時等に、供給が可能な製造業者を2社以上確保すること。
- (2) 緊急時等に、本仕様書に定められている品質規格での供給が困難な場合は、発注者と協議の上、品質等を決定するものとする。

9 その他

- (1) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (3) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 供給者及び供給者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 供給者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (5) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
- (6) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

10 問合せ先

草加市上下水道部 水道施設課 浄水場係

電話048（924）3807（直通）